

茂原市農業委員会第8回総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月7日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 13名
 - 1番 中村正明
 - 2番 小高一夫
 - 3番 湯浅公夫
 - 4番 蕨直邦
 - 5番 光橋正人
 - 6番 杉浦文子
 - 7番 八角徳政
 - 9番 秋葉仁喜(第二副小委員長)
 - 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
 - 11番 鬼島一郎(第二小委員長)
 - 12番 加藤古志郎(会長)
 - 13番 石井利明(職務代理)
 - 14番 浦島京子

出席推進委員 3名

風戸茂樹 早川昇一 古山光雄

- 4 欠席委員 1名
 - 8番 高山多聞(第一副小委員長)

- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 高山浩二
 - 局長補佐 平野孝幸
 - 係長 東條成男
 - 係長 鵜澤史樹
 - 主事 酒井嵩文

- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 1件
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について(所有権設定)
 - ・下限面積(別段面積)の設定について
 - ・令和元年度茂原市農林行政に関する意見書について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

公共事業に伴う廃土処理事業の届出について

地目変更登記申請に係る照会について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第8回総会にご参集いただきましてありがとうございます。農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。本日の議事案件については15号議案については、申請者より取下願が提出されましたので議案書から削除をお願いいたします。よって3条申請6件、4条申請1件、5条申請6件、計画変更申請が1件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について（利用権設定）、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について（所有権移転）下限面積（別段面積）の設定について、令和2年度茂原市農林行政に関する意見書についての合計18件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、2日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は13番石井委員と14番浦島委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。それでは第1号及び第2号議案です。一体計画ですので併せて説明します。

申請地は萱場字川埋地先外1筆、田4626㎡を贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は萱場の★★さん、譲渡人は東郷の★★さん外4人及び南吉田の★★さんです。申請理由は、相続等により親族間で分散した農地をまとめるため、自宅から近く効率良く農作業ができるためとのことです。譲り受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、コンバイン、田植え機を所有しています。

労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で280日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬・水利等に気を付け支障が無いように配慮し行っていくとのことです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は粟生野字堂山ノ下地先16筆、畑8459㎡、田8880㎡、合計17339㎡を親子間で使用貸借しようとする申請です。借人は粟生野の★★さん、貸人は粟生野の★★さんです。申請理由は、農業者年金受給継続の貸し直しのため、とのことです。借り受ける農地にて水稻、西瓜の作付けを計画し

ています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、世帯員合計で520日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬散布に気を付けるなど地域の農地の利用調整に協力することです。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は小萱場字霜ノ下地先外5筆、田2252㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は法目の★★さん、売渡人は千葉市の★★さん外2人です。申請理由は、買受人の自宅から近く、自作地に隣接しており耕作しやすいため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、管理機、動力噴霧機、運搬機を所有しています。

労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については280日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬・水利等に気を付け支障が無いように配慮し行っていくとのこと。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は千町字新関地先外4筆、田8009㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は小轡の★★さん、売渡人は横浜市の★★さんです。申請理由は、耕作面積を拡大したいため、とのこと。買い受ける農地にて水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植機、乾燥機、コンバインを所有しています。

労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については250日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬・水利等に気を付け支障が無いように配慮し行っていくとのこと。その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は七渡字北谷地先、畑3850㎡に賃借権を設定しようとする申請です。賃借人は佐倉市の★★さん、賃貸人は千葉市の★★さんです。

申請地は、平成27年7月に★★さんが賃借権設定の3条許可を得ている農地ですが、同法人が★★さんへ業務統合されたことから以前の許可を解約し再度許可申請を行うものです。申請理由としましては、★★さんは障害者の地域生活を支えていくために必要な事業を行い、地域における障害者福祉に貢献することを目的としている社会福祉法人で、その活動の中で障害者への就労支援の一環として活用するためとのごです。

ここで、農業経営に係る実施計画書につきまして簡単に説明しますと、借り受ける農地3850㎡にジャガイモ、サツマイモ、茄子、葉物野菜としてルッコラ、小松菜、ほうれん草等を植え付けし、販売計画として自動車による移動販売、インターネットによる販売、★★での出品、ねぎぼうずへの委託販売等で合計約★★万円、八街市の農業生産分を合わせて合計約★★万円の生産収益を見込んでおり、それに対する生産経費として人件費が約★★万円、種苗、資材、光熱費、土地賃借料等の農業経費約★★

★万円、その他費用約★★万円の合計約★★万円を見込む計画となっております。農業部門では収支マイナスとなっておりますが、★★さんでは障害者を雇用し古書の整理やその他サービス事業を行っており、農業でのマイナス分を補填する計画となっております。

また、許可基準につきましては、農地法第3条第2項に第1号から7号まで列記されておりまして、第2号に農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合は許可できないこととなっておりますが、同条第3項におきまして使用貸借、賃貸借に限っては農地所有適格法人以外の法人であっても許可できることとなります。その場合には条件がございまして、農地を適正に利用していない場合には解除できる旨が契約書に記載されていること、地域の農業者との適切な役割分担ということで水路の清掃や草刈りに参加すること、法人の役員のうち1人以上が常時従事することといったすべてが条件となります。今回の申請に当たっては、これらの条件はクリアされております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1 審議の結果、1号から6号議案については許可となりましたので報告いたします。
小委員長

会長 それでは順次審議します。はじめに1号・2号議案一体計画です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 きちんと耕作もされておりますし許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 特に問題はないと思われまして。きれいに耕作もされておりますので許可でよろしいと思います。

会長 1号・2号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号・2号議案については、許可ということによって決定いたします。続きまして3号議案です。農業者年金関係であります。★★委員いかがですか。

★★委員 農業者年金継続受給のためということでもありますので、許可でよろしいと思います。

会長 3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということによって決定いたします。続きまして4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 きれいに管理もされておりますので許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思います。

会長 4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということによって決定いたします。続きまして5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 適正に管理されておりますので許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思います。

会長 5号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なし声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 ★★さんが★★さんに業務統合されるということでもあります。問題はないと思われまますので許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 きれいに耕作もされておりますし、業務統合ということでもありますので許可でよろしいと思います。

会長 5号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なし声) それでは5号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。7号議案です。申請地は、東茂原字長者ヶ台地先外1筆、畑494㎡です。東茂原の★★さんが、自己所有地を転用し貸住宅及び進入路用地とする申請です。申請理由は、離れて暮らしている★★の生活上の援助を容易にするため、土地選定理由は、自己の住居の隣接地で住環境もとても良好な場所であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積75.00㎡の住宅1棟を建築し★★に使用貸借契約にて貸し付けます。また、道路からの進入路は、以前は耕作地に出入りするための農業用進入路としていた土地を現状のまま進入路として利用するものです。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事はいりません。排水は、南側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1小委員長 審議の結果、7号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に移ります。7号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 第3種農地ということでもありますので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

他の農地に排水等の問題もなさそうなので許可相当でよろしいと思います。

会長

7号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということに決定いたします。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

8号議案です。申請地は、吉井下字加治谷地先外1筆、畑541㎡です。吉井上の★★さんが東茂原の★★さん外1人から土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由は、現在の★★用駐車場だけでは足りず、★★行事のたびにやむなく★★を使用しているが荒れてしまうことから敷地利用を整備するため、土地選定理由は、★★用地に隣接しているため、とのことです。事業計画としては、★★用駐車場25台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は、教職員自ら伐採して整地を行い、埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、東部台一丁目地先、畑231㎡です。下永吉の★★さん外1人が茂原の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパート住まいで手狭になったため、土地は整備された住宅地のため、とのことです。事業計画としては、建築面積65.41㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成工事は行いません。排水は、南側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、早野字西村地先、田804㎡と一体利用する農地以外の土地235㎡、計1039㎡です。市原市の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて、集合住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺も宅地化されており、一部を駐車場としているがさらに有効利用を考えたため、とのことです。事業計画としては、建築面積各179.32㎡の集合住宅2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と判断され原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の

規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が、それぞれ提出されております。造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は合併浄化槽で処理後、北側へ新設する道路側溝へ接続します。★★自治会及び★★農家組合より排水同意書が提出されており、★★水利組合にも同意の内諾を得ております。また、両総土地改良区に受益地除外済であることを確認しております。

確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、七渡字南大東地先、畑437㎡です。七渡の★★さんが父の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在アパートにて生活しており手狭になってきたため、資金面のこともあり父の所有地であるため、とのことです。

事業計画としては、建築面積110.96㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、土地改良事業施行区域内にある農地に該当することから、第1種農地と判断され原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は合併浄化槽で処理後、南側排水路へ接続します。両総土地改良区及び両総用水東郷関維持管理組合より排水同意書が提出されております。また、両総土地改良区より意見書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、許可等の手続きを経ずに倉庫を建てていたことから始末書を提出させております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、小林字臺地先、畑624㎡です。東金市の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、新茂原駅から近く分譲用地として最適のため、とのことです。事業計画としては、区画面積平均312㎡の宅地2区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時合併浄化槽を設置し南側道路側溝に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、押日字池谷地先、田381㎡です。千葉市の★★さんが押日の★★さんから土地を買い受けて、貸資材置場用地とする申請です。

申請理由は、譲受人の子が経営する法人では大網白里市にて★★場を運営している一方、土木事業で使用している木材や重機等の資材置場が無く、やむなく★★場敷地内に置いておりますが、雰囲気が増えられ駐車場利用等に支障があることから、資材保管場所が必要であるため、土地選定理由は、既存施設からも近く、前面道路も広く資材の運搬やトラックの移動も容易であるため、とのことです。事業計画としては、

子の経営する法人と借地権設定し、トラック3台、重機1台、木材資材の置場として貸し出します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。なお、雨水排水については現地調査にて道路側溝を確認いただきましたが、あらためて申請者へ、許可となって事業を実施する際には、周辺農地に直接雨水が流入しないように十分注意すること、工事後に農地への排水が問題になるようであれば対策を講じてもらうことになる旨を説明しました。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1小委員長 審議の結果、8号から13号議案については許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは順次審議します。8号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいかと思えます。
- 会長 職務代理いかがですか。
- 職務代理 場所的には問題はないと思えます。許可相当でよろしいと思えます。
- 会長 8号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということに決定いたします。続きまして、9号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理済でありますので許可相当でよろしいと思えます。
- 会長 9号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということに決定いたします。続きまして、10号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺は住宅地であり、他の農地に影響を与えることは少ないと思われまますので許可相当でよろしいと思えます。
- 会長 第2小委員長いかがですか。
- 第2小委員長 許可相当でよろしいと思えます。
- 会長 それでは10号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということに決定いたします。次に11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に12号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいと思ひます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 第3種農地でありますので許可相当でよろしいと思ひます。

会長 それでは12号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に13号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいと思ひます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 それでは13号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。次に14号議案です。農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明します。
14号議案です。申請地は、東郷字富士見地先、畑330㎡です。東郷の★★さんが神奈川県★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。変更理由は、売渡人は当初山形県に居住の折、昭和56年11月20日付けで専用住宅用地として転用許可を受けましたが、転勤により千葉への転居が出来なくなりその後も計画を実現出来ず高齢になったとのことで、このたび買受人が、現在アパート住まいをしておりますが手狭になったことから、住環境の良いこの土地を購入し住宅の建築を計画したいため、とのことです。事業計画としては、建築面積79.56㎡の専用住宅1棟を建築します。
次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。
続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽で処理後、東側道路側溝へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。
その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長	説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
第1 小委員長	審議の結果、許可相当となりましたので報告いたします。
会長	それでは審議します。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	第3種農地であり計画変更ということですので許可相当でよろしいと思いません。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	この地域は住宅地の様相を呈しておりますので許可相当でよろしいと思います。
会長	14号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号案については、許可相当ということで決定いたします。次に議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 内容等について説明する。
会長	説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは16号議案については承認ということにさせていただきます。次に議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転) ご説明いたします。 内容等について説明する。
会長	説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは17号議案については承認ということにさせていただきます。 次に議案第18号下限面積(別段面積)の設定についてであります。事務局の説明をお願いします。
事務局	内容等について説明する。
会長	説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは50アールとすると決定いたします。 次は、議案第19号です。令和2年度茂原市農林行政に関する意見書の提出についてであります。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	内容等について説明する。

会長

ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは19号議案についてはこの内容で市長宛に意見書を提出することに致します。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・公共事業に伴う廃土処理事業の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。